

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

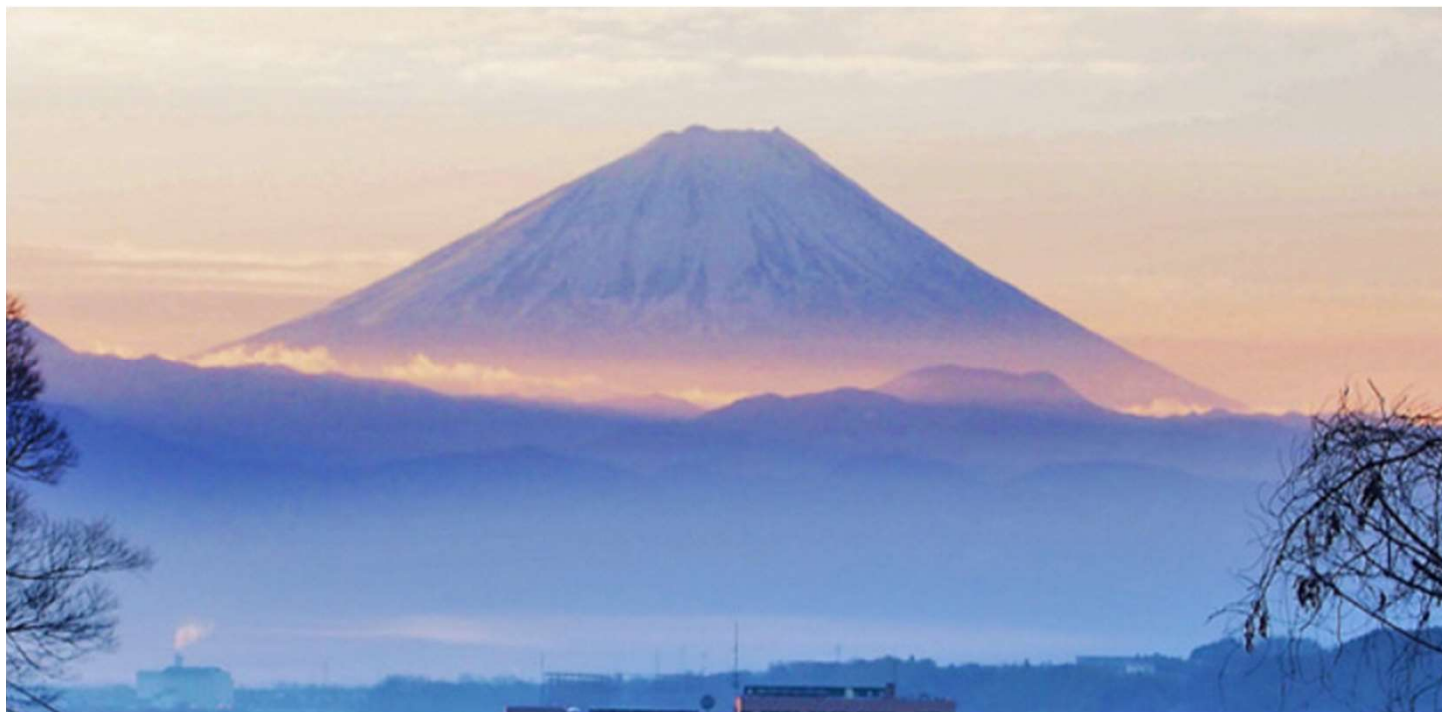
いま
子育て中の方に！

U I Jターンなど
移住・定住する方に！

空き家バンクを
利用する方に！



韮崎市イメージキャラクター
ニーラ



七里岩トンネル上から眺める富士山

子育て支援の場合

当初 **5** 年間
年 **0.5** %金利引下げ

空き家対策の場合

当初 **5** 年間
年 **0.5** %金利引下げ

U I Jターンの場合

当初 **5** 年間
年 **0.25** %金利引下げ

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ！

※ 1 【フラット35】S と 【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※ 2 【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

幸せを創造するふるさと にらさき

ご相談先 韮崎市役所 ☎ 0551-22-1111(代表)

- 韮崎市持家住宅定住促進助成金制度について
営繕住宅課 住宅管理担当(内線 246・247・257)
- 韮崎市空き家バンクリフォーム補助金・住みいるマイホーム助成金について
デジタル戦略課 地域戦略担当(内線 358・359)

【フラット35】に関するご相談は 住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

0120-0860-35(通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかかります。)



山梨県の北西部に位置し、富士山や八ヶ岳、鳳凰三山、茅ヶ岳などの雄大で美しい名峰の数々が市内から一望できます。春の陽を浴びて満開に咲き誇る"わに塚のサクラ"や"新府桃源郷"、降りそそぐ太陽と緑に包まれた"穂坂台上のぶどう棚"、レンゲツツジが山頂一帯を真紅に染める"甘利山"。四季折々の景色と肥沃な大地と水が育む桃やぶどう、お米などは本市の特産です。ノーベル賞受賞の名誉市民 大村智博士が称賛する自然豊かな「韮崎市」は、幅広い世代が快適に暮らせるコンパクトシティです。



韮崎市で利用できる【フラット35】
地域連携型はこちらから



韮崎市持家住宅定住促進助成金

韮崎市への定住を目的として、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに住居を取得した方に助成金を交付します。

韮崎市住まいるマイホーム助成金

韮崎市への定住を目的として、令和6年4月1日以降に住居を取得した方に助成金を交付します。

韮崎市空き家バンクリフォーム補助金

韮崎市の空き家バンクに登録されている物件を活用する際に、リフォーム補助金を交付します。

韮崎市の各種助成金・補助金の条件及び金額の詳細は下記QRコードからご確認ください



韮崎市HP



【フラット35】 地域連携型

子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【主な要件】

韮崎市持家住宅定住促進助成金及び韮崎市住まいるマイホーム助成金をご利用の場合
・子どもに係る加算を利用すること。

UIJターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

【主な要件】

韮崎市持家住宅定住促進助成金をご利用の場合
・補助申請者が転入世帯（※要件あり）に該当すること。
韮崎市住まいるマイホーム助成金をご利用の場合
・定住を目的として住宅を取得した世帯（※要件あり）に該当すること。

空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【主な要件】

韮崎市空き家バンクリフォーム補助金をご利用の場合
・韮崎市空き家バンク制度に登録された中古住宅の取得及び改修であること。



※1【フラット35】S や【フラット35】
子育てプラス でさらに金利引下げ
※2【フラット35】S と【フラット35】
子育てプラス の併用も可能

詳しくはこちら



※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。